

第 80 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2023 年 4 月 26 日 14:00-17:00

◆会場：財務省会議室及びオンライン開催

◆議題

財務省提案議題

1. 世銀 IMF 春会合の概要

NGO 提案議題

1. G7 の Finance Track について
2. 化石燃料事業に対する公的支援についての日本政府の立場について
3. アジアの公正かつ公平なエネルギー移行に向けた国際的な支援枠組み（JETP 及び ETM）と日本政府の方針について
4. 豪バロッサガス田開発事業における連邦裁判決を受けた JBIC の対応について
5. 国際協力銀行（JBIC）支援案件チレボン石炭火力発電事業・拡張計画（2号機）：贈賄事件に係る公的機関としての JBIC による対応及び説明責任について

◆参加者（順不同・敬称略）

NGO

1. 金昌浩（OSF）
2. 波多江秀枝（FoE Japan）※オンライン参加
3. 深草亜悠美（FoE Japan）
4. 長田大輝（FoE Japan）
5. 木口由香（メコン・ウォッチ）
6. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
7. 瀧島由衣（ビル&メリンダ・ゲイツ財団）※オンライン参加
8. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）※オンライン参加
9. 田辺有輝（JACSES）
10. 喜多毬香（JACSES）

財務省

1. 大江亨 開発機関課長
2. 生駒正照 開発機関課課長補佐
3. 山本深 開発機関課課長補佐
4. 執行奈々美 開発機関課課長補佐
5. 佐藤暢幸 開発機関課開発機関第二係長
6. 山口理恵 開発政策課課長補佐

7. 倉澤辰一郎 開発政策課課長補佐
8. 足立直也 開発政策課参事官室課長補佐
9. 坂本桃 開発政策課参事官室課長補佐
10. 菱川彩香 開発政策課参事官室地域第三係長
11. 岡本全輝 国際機構課課長補佐
12. 西澤英敬 G7 政策企画事務局課長補佐

資源エネルギー庁

1. 早田豪 資源・燃料部石油・天然ガス課長
2. 藤木慶太 資源・燃料部石油・天然ガス課係長

JBIC

1. 宮崎慎也 経営企画部次長
2. 藤井彬史 経営企画部調査役
3. 丸嶋崇人 電力・新エネルギー第1部第2ユニット長
4. 渋谷敦岐 エネルギー・ソリューション部第1ユニット長
5. 大隈拓也 エネルギー・ソリューション部第1ユニット調査役
6. 長澤恒弘 電力・新エネルギー第1部第3ユニット長
7. 宇都宮俊夫 電力・新エネルギー第1部第3ユニット調査役

財務省議題1：世銀 IMF 春会合の概要

MoF 山本：

世界銀行グループの概要から説明する。世界銀行グループは、途上国における貧困の削減と繁栄の共有の促進を使命としている機関であり、1945年に設立された。総裁はマルパス総裁で、本年6月末までに退任することが報じられ、皆さんも聞かれていると思う。日本と世界銀行の関係というと、1952年に日本が世界銀行に加盟し、東名高速などで融資を受けている。現在では世界銀行グループを構成する各部門においてアメリカに次ぐ第2位の出資国となっている。いわゆる世界銀行と呼ばれるのは、国際復興開発銀行（IBRD）と、国際開発協会（IDA）である。IBRDは中所得国および信用力のある低所得国を対象としており、IDAは低所得国支援に特化したものである。国際金融公社（IFC）は途上国の民間案件に投融資をしている。多数国間投資保証機関（MIGA）は、途上国向けの民間投融資にポリティカルリスク保険を提供している。

世銀・IMFの合同開発委員会が開催されたため、概要を説明する。この合同開発委員会については、開発を巡る広範の問題について協議する場とし、春・秋の年2回開催されている。今回は107回目となり、4月12日、ワシントンD.C.の世界銀行本部で開催された。出席者については、マルパス世界銀行総裁、ゲオルギエバIMF専務理事、政府代表25名等が参加した。主な議題は世界銀行改革としているが、パンデミック、気候変動等、国を超えた問題が多々発生している。ロシアによるウクライナ侵略により食料価

格やエネルギー価格が大きく変動し、多くの複合的な危機に直面している。その中で、世界銀行がどのように対応し、支援できるかについて議論している。支援だけでなく、その支援を行うために必要なリソースについても議論することが今回の最大のテーマであった。

議長声明の一点目はロシア非難の文言だが、昨年4月、10月同様、今回もまとまらず、議長声明として出された。日本のステートメントの中においては、ロシアによるウクライナ侵略を非難し、その上で世界銀行を通じたウクライナ支援や、世界銀行改革について日本の立場を言及した。また、個別の開発課題につき記載した。手元に配布しているステートメントを見ながら説明する。

手元のステートメントの1ページ目から見て頂きたい。冒頭、ロシアによるウクライナ侵略が1年以上に渡って継続している。これまでも強く非難してきたところだが、まだ共有できないことを改めて強調した。また、マルパス総裁が6月末までに退任すると表明したこともあり、冒頭で、これまでのコロナ、債務問題、ロシアによるウクライナ侵略など、様々な危機に対応してきたことに対し、高く評価するとした。ウクライナ支援については、世界銀行グループは資金の供給だけではなく、被害の状況を分析し、世界中から支援を集める機能があり、大規模な支援も行い、かつ、迅速であるというところを評価している。それとともに、今後もその中心的な役割を担って貰いたいという期待を表明した。

日本の支援としては、IBRDの財政支援を共通し、6億ドルの円借款を供与した。続いて、ウクライナ復興・復興支援基金向けに、約5億ドルのグラントを拠出し、その後はIBRDが50億ドルのウクライナ向け融資を行うに当たり、信用補完を提供する。4月7日には関連法も成立しており、その法の成立をもって支援を行うことを記載している。世界銀行グループのMIGAが設立したSUREというウクライナ復興・経済支援信託基金に対し、第1号ドナーとして23百万ドルを拠出した。法改正は、先ほどの信用補完とは別に、国際協力銀行がIFC等によるウクライナの民間事業向け融資に対して保証を付与することも可能にしたと述べている。

次に、難民受け入れ国への支援について、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCFF）がある。これは最貧国についてはIDAが支援し、中所得国についてはIBRDが支援している。中所得国の中には、難民を多く受け入れることにより、国の経済力的にも対応が厳しい国がある。そういった国がIBRDから融資を受ける中、融資の金利部分をグラントで減らす取り組みである。このGCFFの取り組みに対し、約83百万ドルの追加拠出を行った。このうち、17百万ドルをモルドバ向けIBRD融資の利子補給金として活用する。

三点目は、先ほど伝えたように、地球規模で様々な課題がある中、この大きな課題に対して世界銀行がどのように支援をしていくかについて議論している。世界銀行は極度の貧困撲滅と繁栄の共有を促進する。将来世代も含め、誰一人取り残さない開発を達成するとしている。この開発を達成していく上で、世界銀行として組織のビジョン、ミッション、業務モデル、財務面も検討を進めている。このことを高く評価した上で、一度で話が終わるものではないため、年次総会に向けてもさらに議論を深めていくことを期待したいと記載している。

次に、世界銀行の強みについて、資金だけではなく開発の知見について書いている。これまで議論を重ねてきた中で、とすれば資金面の話に偏りがちな部分もあったが、世界銀行は世界中で開発を行ってきたことで蓄積されたノウハウ、人や支援の仕組み、各国とのコミュニケーション、政策提言など、様々な機能が強みであろう。こういった点にもフォーカスすべきであることを訴えている。また、MDBs の知見を活用した支援をより行うべきである。

世界銀行と受益国が目的を共有していくことが、開発を進めていく上でも重要であり、その際、世界銀行が受益国にインセンティブ付けをしていくことが重要である。ただし、インセンティブ設計は、財務面だけではなく、非財務的手段も含め、広く議論することが重要であるとしている。

次に、MDBs の自己資本の重要性とあるが、これは何かというと、既存のリソースをしっかりと活用していく上での考え方である。財務健全性に留意しつつと書かれているが、では世界銀行が危機に対応するために多くの支援を行うとなったとすると、支援ばかりしていると財務の健全性も危うくなり、良い財務が保たれていることによって良いレートで世界銀行が調達できるという面もある。そういった点も維持しながら、しっかりと支援できるようにし、さらに、次に書いてある通り、既存の資本を最大限活用することで、今あるものをきちんと活用した上で行って欲しいということである。

その下に、SLL、E/L など様々なことが書かれているが、こういった手段は資本をより活用していく上での具体的な策となる。そういった点については日本として支持するところである。言うまでもなく、地球規模課題に対応するからといって、低所得国向けの支援が犠牲になることは絶対にあってはならないと釘を刺している。

防災関係について、日本はフェーズ 3 開始予定ということで継続的に取り組んできた。これは中所得国向けの支援も含んでおり、もともとこういった中所得国に対して、日本は譲許性の高い技術支援を行って来ており、今後もそれは継続する。新たな取り組みばかりに目を向けるのではなく、こういった既存の良い取り組みにもしっかりと目を向けるべきである。実際に、この 5 年間で 100 百万ドル貢献すると書いてあるが、目を向けた上で資金的な支援を行うと述べている。

次に、業務面の見直しについて、組織として適切な指標の設定を行うこと、また、その支援対象国が、どのように地球規模課題に対応すべきかという道筋を付けていくことも重要であると述べている。その観点から、世界銀行は様々なツールを持っている。特に保健分野についても、そういったツールを活用して欲しいと述べている。次回、10 月の開発委員会に向け、これらの点を踏まえて具体的なワークプランを作って欲しいという期待を持っている。ここまでの世界銀行のエボリューションの話である。

ここからは個別課題である。4 月などに毎回個別課題を書いているが、日本として特に優先している分野について触れている。一点目は国際保健である。パンデミックが起きてからワクチンをどうしようか、流通はどうしようということではなく、起こる前に備え予防する、その上で、もし起きた場合にすぐに対応

できる体制を強化していくことが重要である。さらに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジについて、そもそもワクチンやパンデミックなど、それ以前に、皆が健康でなければ病気にかかりやすい。その重要性について、日本はもともと主張して来ていた。そういった観点もあり、世界銀行は昨年パンデミック基金を設立した。パンデミック基金は予防や備えに焦点を置き、活動を開始したことを高く評価しており、日本としても今後貢献をしていく。

サージファイナンスメカニズム、大規模な資金を、迅速かつ効率的に供給できる仕組みについて、世界銀行等と議論を進めている。先ほど伝えたように、UHCの根幹である、基本的な健康の中で、各国の保健システムの強化が非常に重要となる。ここに記載した通り、様々な拠出を行い、日本としても貢献することが述べられている。

次に気候変動問題について、クリーンエネルギー関連製品の円滑な供給を確保が書かれている。例えば、車の場合、電気自動車（EV）などが世の中に普及する中、その自動車に使われる部品、特にバッテリーの生産、原料の調達も、サプライチェーンを広く見渡した上で過度な集中を避け、多様化を進めることが今後非常に重要になってくる。さらに、原料が取れる国で生産されていない場合、例えば途上国において生産する機会が仮にあるとすれば、新たな成長機会にも繋がるため、こういった取り組みも行うべきであり、世界銀行と協働して支援したいと訴えている。防災と自然災害等、気候変動関係で、もともと支援している信託基金が様々あり、防災についても QIIP 等の基金にも拠出を行い、支援したいと述べている。

続いて債務問題である。ロシアによるウクライナ侵略等で世界経済が大きく混乱している。低所得国において、また一部の中所得国でも債務リスクが高まっているのが現状である。そんな中、持続可能にしていくこと、回復していくことが重要である。関係者を一堂に集め、そこで対話し、問題解決を図るといった体制を整え、プロセスの予測可能性を高めることが重要であると訴えている。スリランカにおいては公的債権者による協調した債務再編のプロセスが始動したことを歓迎している。

また、債務危機を未然に防ぐには、普段からデータの透明性・正確性を高める取り組みが不可欠である。日本は G7 議長国として債権国が債権データを提供するような仕組みを主導しており、今後この取り組みが定着していくことを期待していると述べている。次、IMF と世界銀行グループが主導するグローバル・ソブリン・デット・ラウンドテーブルである。このような場を設け、関係者が問題を共有・認識し、理解を深めた上で対応することが非常に重要であり、こういった取り組みを進めたい。

最後に、女性の社会進出についてである。日本は 2010 年代以来、様々な女性活躍として、アベノミクスにもあった働き方改革など、女性がより活躍できる環境は、経済成長にとっても不可欠であるとして取り組んできた。世界銀行においても、こういった女性の起業家が活躍する環境を整える取り組みを行っている。『女性起業家資金イニシアチブ(We-Fi)』について説明する。は、女性の起業家がお金を借りにくい、人脈が乏しい、あるいは知識に触れる機会が乏しいなど、男性に比べてその機会が厳しいことがある。そういった状況を解決するため、キャパシティ・ビルディング等も行い、女性が所有もしくは経営する企業の環境改善を図る取り組みに対し、日本は 500 万ドルの拠出を表明した。

日本は、5月には新潟で財務大臣中央銀行総裁会議が開催される予定であり、普段から世界銀行と密に連携している。世界銀行を含め、IFIsなどと連携を深めることを表明し、このステートメントを締めている。長い説明となったが以上である。

金：

私からは二点質問したいと思う。ちょうど我々の事前質問を送った後、非常に大きな動きがあった。一点目は、IDAに関することである。もともとIDA増資は3年間に1回行われていたが、コロナの関係で直近では前回の増資から2年後に増資することになった。さらにウクライナ危機に伴い、前回の増資にもかかわらず資金が枯渇するおそれがあるといわれており、今般の世界銀行総会の中で、IDAのクライシスウィンドウという構想が発表され、5月の世界銀行理事会で議論されると報道されている。報道ベースでは、少なくとも6 Billion US Dollarの増資が必要になるといわれている。このクライシスに陥っている理由は、やはりウクライナ危機と世界各国で気候変動が深刻化している事情によると言われている。6月にフランスで主催されるパリサミットに向け、日本政府は、クライシスウィンドウに対して何かプレッジをしたり、あるいは何らかの意向を表明するのか、もし考えがあれば伺いたい。

二点目は、増資の議論に関してである。私もこちらのステートメントを拝見し、既存の手段を尽くす前に増資の議論が行われるわけではないことは、非常にもっともなことで理解している。しかし、様々なシンクタンク、例えば私どもとも関わりのあるBrookings Institutionなども含めて、アジェイ・バンガ氏が世界銀行総裁になった後、就任後100日以内に、どのような構想を実現していくべきかについて、様々な提言が出されているところである。この中で、増資についての議論も出てくるのではないかと言われている。既存の資本を最大限に活用すべきという以外に、日本政府は、どちらかという増資の議論に消極的な立場を取っていると思うが、差し支えなければ理由を伺えれば幸いである。

MoF 山本：

まずIDAの活用の部分については、基本的に低所得国支援に特化している。加盟国からの出資金、市場調達資金を元に、超長期、低利の融資やグラントを供与し、また、通常で3年に1回の増資をしている。IDA20のときに、1年前倒しして2年で増資したことはあるが、それを継続的に早める話にはなっていない。当然、IDAは今伝えた通り、低所得国支援に特化することが基本であり、その基本に沿った上で議論されるべきものであろう。

増資の議論については、まさに言われる通り、次の新総裁が何らかの方針を出してくることもあるかもしれない。また、いつの時代も、増資の議論自体について言って来ている国はあろうと思う。増資については、絶対に何が何でもということは環境によるものであり、日本としては、先ほどの話の通り、既存資本をしっかりと活用していくことを最優先とすべきであらう。その上での議論については状況を見ながらになろうかと思う。

NGO 議題 1 : G7 の Finance Track について

金 :

我々はアメリカのジョージ・ソロス氏によって設立された慈善財団であり、ここに参加されているゲイツ財団に次ぐ世界で 2 番目の規模である。特に、人権・民主主義分野の関係で、非常に困難な状況にある人権弁護士やジャーナリストを支援することを特色としてきた。

2 年ほど前、マーク・マロック＝ブラウン氏が新たに会長に就任した。マロック＝ブラウン氏は、以前 UNDP の総裁を務め、コフィ・アナン時代に国連の副事務総長を務めたことにより、開発課題や気候変動課題、昨今深刻化している債務問題に非常に関心を持っている。本来我々は、こうした場で直接提言をし、アドボカシーを行うことは多くないが、この分野で活発な提言を行っている日本のシンクタンクは必ずしも多くはないということも踏まえ、この場に参加している。

今回の IMF・世銀総会でのコミットメントには非常に評価できるものが多々あると思っている。質問の提出後にこの IMF・世銀総会があった関係で、若干質問も調整することになるが、もしこの場での回答が難しければ、後日、もしくは別途非公開の場でも差し支えない。質問は四点である。一度通して話した後、質疑応答と進めて頂きたい。

先ほどの、世銀・IMF の合同開発委員会における日本国ステートメントの中でも言及があったように、Equity to Loan Ratio に関しては、もともと 20 パーセントであったものが、IBRD の貸し出し余力を特に途上国支援のために高める必要があるという文脈であった。その中で、19 パーセントにするという提言がなされ、そこがコンセンサスを得ていると伺っている。我々も関わりのある途上国の政府関係者や団体からは、単年度で 50 億ドルほどの追加貸し出し余力が生まれるということの評価しているが、もう少し対応してもらえるとありがたいという声もある。もちろん、国によっては Equity to Loan Ratio の変更が格付けに与える影響を懸念した様々な議論もあり、19 パーセントになったことは承知している。もし、今後の世界経済状況等を勘案し、Equity to Loan Ratio の議論を柔軟にし、さらに引き下げることにについてどのように考えているのか、伺えると幸いである。

次の質問に移る。質問 2、SDR についてである。この点は、財務省の見解が質問提出以降に変わった部分でだと思っている。途上国の債務危機をめぐる課題は、恒常的な問題としてあったが、コロナ、ウクライナ危機、気候変動といった問題により非常に深刻化している。SDR の供給は緊急の流動性を高めることにすぎず、長期的な意味での解決策だとは思っていない。しかし、財団としても、短期的にはこうした対処法が必要であろうと思っており、我々と関わりのある政府関係者、例えばバルバドス政府などは、SDR に関して、1000 億ドルの再配分にコミットすることの重要性が繰り返し述べられてきた。この点に関しては、日本政府として 4 月 14 日の IMFC におけるステートメントの中で、SDR の 40 パーセントをチャネリングすると表明された。これに伴い、最も多くの SDR をチャネルリングすることにコミットした国となり、G7 の中でそもそもアメリカが議会の反対で SDR の再配分に反対している状況の中、日本がこうしたリーダーシップをとったことは、非常に素晴らしいことだと思っている。

質問事項には、今後比率をさらに高めることは可能かどうかとの質問を入れているが、既に最大のコミットメントを表明した国でもあるため、ここでは、なぜ 40 パーセントという数字になったのかについてうかがいたい。フランスが 30 パーセント、中国も確か 30 パーセント台後半だと認識しているが、今回のコミットメントはその割合を上回るものである。非常に大きなコミットメントとなり、歓迎すべきことだとは思いますが、2月25日の財務省あるいは日銀総裁共同会見の時点では、SDRの再配分割合は20パーセントであったと認識している。このタイミングで40パーセントのチャネリングという決断をした背景について、差し支えない範囲で伺いたい。

また、若干技術的な質問だが、4月14日のIMFCステートメントの中で、「PRGTに対する最大の貢献国として、追加額の一部を預金投資勘定DIAへチャネリングし、IMFからの利子補給金要請に応え、貢献を達成する」という記載があった。この利子補給金に関して、昨年、一昨年の予算を見る限り、利子補給金に関しても予算計上されていた部分があったと思う。私の理解が足りなければ恐縮だが、追加額の一部を投資勘定へチャネリングして利子補給金要請に応える場合にも、追加の国内での予算措置が必要になるのか。あるいは、チャネリングをすることで応えているため、予算の追加の確保は必要ないということなのか。技術的なことになるが、教えて頂けるとありがたい。

同じく、二点目の質問に関し、MDBsを通じてSDRを再配分することに関しても、4月14日のステートメントの中で、これも選択肢としては検討するという記載があった。国によってはMDBsを通じたチャネリングが法制度上、厳しいという国もあると聞いている。日本政府の場合、外貨準備としての安全性・流動性の条件が満たされていれば、法的な規制はないという理解で間違っていないか、確認できれば幸いである。

G7の議題の中で、Disaster Risk Financingを巡って、様々な議論がなされている。次の質問は、Natural disaster clausesという契約条項に関してである。契約書に定められた気候変動災害等が起こった場合に、途上国側からの自動的な支払い猶予を可能にする条項を設けるべきだという議論がある。また私の認識する限りでは、イギリス政府、米州開発銀行では既にこの条項が融資契約書に入っていると聞いている。これは途上国側のニーズのみならず、債権国側としても、非常に深刻な気候変動災害が起きたとき、実態発生後に債務猶予等の議論に新たに入るより、そうした災害を予見可能な形で組み込んでおくほうがプラスであるという判断もあるものと理解しているこの点、他のG7諸国等でも、こうした条項を入れるべきではないかという議論が高まっていると聞いている。JBICやNEXIの融資契約書の中で、このような条項を盛り込むべきだということについて、何か議論がされているのであれば伺いたい。

最後に、気候変動資金を調達することの重要性について、6月に実施されるパリサミットに関連した質問をしたい。パリサミットの議題には、世銀・IMF総会の中でカバーされた、SDRやMDB改革の議論等重なる部分もあると認識している。しかし、パリサミットでは昨年のCOP27を受け、ロス&ダメージに関する基金を今年のCOP28に向け、どのようにオペレーショナルライズしていくかが大きな議題になると認識している。実際、気候変動資金を確保するための革新的な金融手段について、世界で議論されてい

る。日本政府として、6月のパリサミットで提案したい、あるいは、合意を目指したい資金調達手段があれば伺いたい。国際連帯税に関しては、航空券、化石燃料業界、金融取引業界に一部課税するといったレベルの議論は出されているが、それを国際的な合意としてまとめることの難しさは認識している。現時点で何かお考えがあればおうかがいしたい。

MoF 山本 :

最初の質問については、まず世界銀行として、Equity to Loan Ratio について議論している。今回の春会合でも、実際に世界規模の課題があり、それに対応するためには回さなければならないといった建設的な議論が進められている。そこに着目頂いたことについて感謝したい。今回、どの程度引き下げを行うかについては、先ほど伝えた通り、世界銀行が支援をすればするほど財務面での問題も起こり得るため、支援余力と実際の支援とのバランスを見て行うということが答えである。追加的な支援能力の拡大と、長期的な財務健全性の維持という二つの目的のバランスを見るということである。

MoF 岡本 :

二点目の SDR チャネリングと呼んでいるものについての質問にお答えする。一点目は、なぜ今 20 パーセントかということについて、もともとは昨年 4 月の時点で対外的に 20 パーセントを表明している。それ以降、昨年 10 月、本年 3 月にかけて、実際に IMF と取極を締結し、20 パーセントを達成した。その 20 パーセント達成を受け、この 4 月、40 パーセントを約束したという段階である。これから先、40 パーセントの達成に向け取極の締結に進んでゆく。

日本だけが突出してしまうと、この取組の意味はなく、もともと G7、G20 など、首脳レベルでも世界全体の取組として SDR チャネリングを通じて最も脆弱な国々に対して支援をしていくことが謳われている。そういった中、G7 をはじめとする他の国の貢献状況と、日本自身がどこまで貢献できるかという兼ね合いを見ながら、これまでもずっと検討し、これからも検討していく。その中で今回この春会合のタイミングで 40 パーセントということを表明した。

二点目の利子補給金については指摘の通りである。これまで、一般会計予算の措置を受け、それを執行する形で IMF から求められていた利子補給を執行してきた。4 月に表明した部分について、予算か、チャネリングかという質問があったが、まさに後者のチャネリングであり、外貨準備の運用の形での利子補給の貢献になるため、一般会計予算は不要となる。

三点目は、担当から補足があるかもしれないが、日本の場合も法制度上の制約があり、まさに外貨準備としての流動性、安全性は法制度の中の一つの大きな要素なので、まず、その条件を満たさなければならない。その他にも技術的な論点はいくつかあると思うが、そうした点は今後詰めていかなければならない状況である。

MoF 山口 :

三点目の質問にお答えする。NDCs は、CRDC という名称で、指摘のあった通りイギリスが議論を主導

し、パリクラブ等、様々な国際会議で議論されているものと承知している。公的債権者による CRDC 導入にかかる議論は、比較的最近始まったものであり、多くの国において幅広く、それぞれの国でどのような適用ができるかといった可能性について検討し始めたところである。日本においても、本件を主導しているイギリスによる経験や教訓をよく踏まえた上で、分析していきたいと考えている。

MoF 西澤 :

四点目の質問にお答えする。気候変動資金について、緩和・適応といった気候変動対策を進めていくためには、気候変動資金の動員が非常に重要な課題と認識している。これまで日本は 2025 年までの 5 年間に官民合わせて 6.5 兆円という従前のコミットメントに加え、2021 年に行われた COP26 において、新たに 5 年間で官民合わせて最大 100 億ドルの追加支援の用意を表明したところであり、これを着実に実施していきたいと考えている。また、日本は COP27 で立ち上がった、グローバル・シールドへの拠出や東南アジア太平洋地域における災害リスク保険、すなわち SEADRIF や PCRAFI の立ち上げに主導的な役割を果たすなど、途上国の気候変動対応に貢献してきた。引き続きこうした取り組みに貢献していきたいと思っている。

また、経済全体のネットゼロを実現するに当たっては、膨大な資金が必要だと指摘されており、公的資金のみならず、民間資金の動員も重要な課題であると考えている。こうした課題に対応するため、G7 の財務トラックでは、サステナブルファイナンスの議論を推進するとともに、経済全体の移行を支援するための資金についても議論している。

最後に、ご指摘のあった国際連帯税については、一般的には貧困問題、環境問題等、地球規模の課題への対策のための財源確保を目的とした税を指していると承知しており、その導入に当たっては課税の範囲、効果、執行の可能性などの点に留意しつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

金 :

今回質問させていただいた事項、特に IMF、MDBs あるいはクライメート・ファイナンスといった分野では、アメリカやイギリスのシンクタンク等はもちろん、カリブ海諸国、気候変動の脆弱性を直接影響を受ける国で構成されている Vulnerable 20 (V2) 等も様々な提言を出している。我々も、こうしたアクターと様々な形で相互に連携しながら仕事をしている。財務省におかれても、こうした、情報が有益であれば、今後も意見交換をさせて頂きたい。例えば、スリランカの債務再編に際しては、日本は非常に大きな役割を果たしているが、昨年はスリランカのシンクタンクが来日する機会もあった。今後も様々な場面で、協力関係を築いていきたいと考えている。

NGO 議題 2 : 化石燃料事業に対する公的支援についての日本政府の立場について

深草 :

これまでも財務省 NGO 定期協議の場で、公的支援の在り方、特に気候変動対策との整合性ということで、何度か議論している。この間、G7 の環境大臣会合でも、化石燃料補助金についてメンションがあり、

また OECD のセクター了解について新たな発表があった動きを受け、こういった質問をさせて頂いた。時間が押しているので、質問の回答を頂き、その後議論という形でもよろしいか。

MoF 山口 :

今、話があったようにサミット等があった。質問事項で言うと、一点目の前段である。本日は資源エネルギー庁から早田課長に来て頂いている。順番は前後するが、この点について、冒頭、早田課長から説明頂き、その他の質問についての回答は順次財務省からという形で進めさせて頂きたい。早田課長、よろしくお願いする。

資源エネルギー庁・早田 :

質問の化石燃料インフラに対する国際公的支援について、カナダ、フランス、イギリスは既に新規支援の停止方針をあらかじめ定め実施しており、日本として昨年コミットメントに向けた方針転換を行っていないのではないかという質問であった。また、先日も JBIC がウズベキスタンにおける天然ガス焚複合火力発電事業への融資を決定しているが、これは、昨年公表した、排出削減対策の講じられていない化石燃料エネルギーセクターへの国際的な公的支援を 2022 年末で終了するという G7 のコミットメントに違反しているのではないかという質問に対し、お答えしたい。

昨年 6 月の G7 エルマウ首脳コミュニケでは、「国家安全保障および地政学的利益の重要性を認識し、我々は各国が明確に規定する、地球温暖化に関する摂氏 1.5 度目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援の 2022 年末までの終了にコミットする」と明記された。こうしたコミュニケの文言、また、我が国の政策の方向性を踏まえ、この各国が規定する限られた状況について、経済産業省としては、一点目として、1.5 度目標やパリ協定の目標に整合した形で支援対象国が有する方針や計画に整合的なプロジェクトであると判断される場合、二点目として、エネルギー安全保障を含む我が国の国家安全保障の観点から支援すべきと判断される場合、三点目として、外交上の観点を含む我が国の地政学的利益の観点から支援すべきと判断される場合、については、例外ということで支援の対象と考えている。なお、排出削減措置が講じられていないプロジェクトは今回終了の対象ということで、排出削減措置が講じられているプロジェクト既存のプロジェクトについては引き続き公的金融支援の対象と規定した。各省庁を通じ、JBIC を含む関係機関に通知している。

質問事項の三点目は、本年の G7 閣僚会合、首脳会合において、化石燃料に対する国際公的支援の停止について、議長国として日本はどのように取り組みの強化を打ち出す予定かについてである。先日、札幌で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合では、昨年合意したエルマウ声明の、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー分野への新規の公的直接支援の 2022 年末までの終了を合意したことを踏まえ、こうした目標に向けた取り組みを着実に実施していく観点から、本年 2023 年末までに、実施に向けたアプローチについて最新情報を提供することを合意したところである。

MoF 坂本 :

質問の一点目、ウズベキスタン案件に関して説明したい。指摘のあったウズベキスタン案件への公的支援は、経済産業省において「限られた状況」の類型 1 に該当し、エルマウの下でも許容されると判断したものである。その旨を確認した上で、JBIC は本事業への支援を決定している。なお、プレスリリースにも出ている通り、本事業には NEXI の支援もある。

本案件の気候変動対策、エネルギーtransitionとしての意義を紹介したい。ウズベキスタンは、NDC、ロードマップにおいて、2050 年までの電力セクターのカーボンニュートラルを掲げ、その道筋として、2030 年のガス火力発電所の新設停止、2050 年の原則として全ガス火力発電所の退役または水素燃料への切り替えといった計画を示している。そして、ロードマップの第 1 段階は、老朽化した非効率のガス火力発電所を高効率のものに置き換えていくというものであり、本事業はここに位置付けられる。本事業は、欧米を理事に含む IFC から支援を得ているものである。

MoF 生駒 :

問 2 のウズベキスタン政府のロードマップについて、2029 年から 30 年にかけて、再エネルギーの導入について変化率が倍増しているように見える点については、先ほど坂本から説明のあった通り、ウズベキスタン政府は 2030 年にガス火力発電所の新設停止を目標とする一方、電力を必要としていることから、太陽光、風力発電所の建設を 2030 年までに完成させ、稼働を開始するというウズベキスタン政府の計画に基づいたもの。それを実現するため、EBRD も積極的に支援している。

さらに、ウズベキスタンのように再生エネルギーへの転換の初期段階であり、スタート時点が低く全体の電力供給量も低い中、大規模な新たな発電所ができた場合、こうした大きな変化が生じることはあり得る。この点については、再生エネルギーの導入に積極的であり高い専門知識を有する EBRD も、自然なものともみなしていることを申し添える。

深草 :

OECD のアレンジメントについては後にさせて頂く。1 番から伺いたい。コミットメント違反ではないというところは、経済産業省が三つの条件を考え、それに合致しているか、していないかを判断されているという理解でよろしいか。ウズベキスタンの NDC ロードマップ、電力セクターカーボンニュートラルについて、道筋として、2030 年にはガスの新設を停止、2050 年にガスを全て退役させるということで間違いはないか。

MoF 坂本 :

原則として、全てのガス火力発電所の退役、また、some という表現だったと思うが、一部のガス火力発電所については水素燃料など、化石燃料によらない燃料への切り替えといった計画が書かれている。

深草 :

JBIC のリリースによると、旧ソ連時代の古いガス火力を代替するといった趣旨のことが書いてあったと思うが、これについては既に閉鎖されたものがあるのか、これからこれを建てることによって、閉鎖されることが決まっているのか、ご存じであれば伺いたい。

JBIC 丸嶋 :

JBIC から回答する。我々が融資しているプロジェクトの近接地には、既にもう一件、新設のガス火力が建設中であり、シルダリアⅠと称されている。今回、我々が融資するシルダリアⅡとシルダリアⅠが共にオンラインになったところで、隣接している旧ソ連時代の古いガス火力を退役させることになる。つまり新しいものをオンラインとし、古いものを切っていくという流れとなる。

深草 :

ウズベキスタンの電力セクターについて、非常によく理解できた。前回と同様の論点になってしまうかもしれないが、1.5 度の整合性ということであれば、グローバルな目標としては新規の化石燃料インフラは整合性がないと広く認識され始めているかと思う。様々な国の状況があるということは、言われる通りだとは思いますが、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い中、なぜこれが必要なのか、どのような根拠をもって判断されたのか、もう少し情報公開して頂きたいと思っている。

2050 年までに原則退役ということだが、ウェブサイト等によれば、シルダリアⅡに関しては 2026 年から商業運転で、25 年間売電となっているが、2051 年までは動くのかと思っていた。そうなると、やはりカーボンニュートラルに向けては非常に厳しくなってしまうのではないかと。新たなガス発電所を建てることにより、達成が厳しくなってしまうのではないかと。

もう一つ、先ほど早田課長から、本年の環境大臣声明の中で、2023 年末に、実施に向けたアプローチの最新情報を提供することが含まれているということであるが、どのような形で提供されるのか。既に何か議論があれば伺いたい。

資源エネルギー庁・早田 :

先ほど私は三つの限られた状況について申し上げた。関係省庁を通じ、JBIC、NEXI、JICA、JOGMEC に通知されているものだが、まだホームページで公開されているわけではない。これをどこかのタイミングで公にし、アップデートとしたいと考えている。時期については、まだ関係省庁と検討中である。

田辺 :

二点ほど伺いたい。一点目、先ほどの三つの条件とは、三つ全てを満たすという理解でよろしいか。

資源エネルギー庁・早田 :

いえ、三つのうち、どれか一つでも該当すれば、例外的に公的支援は可能だという認識をしている。

田辺 :

G7 のコミュニケを読む限り、1.5 度との整合性という観点を満たさずにクリアできるとは読めない。手元にテキストがないが、どのように読めば 1.5 度との整合性をクリアせずに支援ができると理解できるのか。

資源エネルギー庁・早田：

昨年の G7 のエネルギー大臣会合の議論の経緯の中で、コミュニケでは、「国家安全保障及び地政学的利益の重要性を認識し」という規定が書かれている。この部分の解釈として、日本政府としては、この規定もファイナンスを可能な限られた状況についての一つと理解している。

田辺：

本年、先々週に行われたコミュニケの中では、ended と書かれている。特に、1.5 度との整合性は exception の中で書かれているが、安全保障等の除外規定は書かれていないと思う。本年のテキストの整合性と、昨年のテキストの整合性についてはどうか。

資源エネルギー庁・早田：

本年のテキストでも日本語では 3 行目に、「国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを再確認し」と書かれている。これについては、本年の議論の中で、昨年のエルマウ声明から何かを変えたということはなく、当然、昨年から引き継がれている。新しいアップデートとしては、先ほど申し上げたように、実施に向けて最新情報を提供するということが、今回合意されたということになる。

田辺：

もう一つの質問は、2023 年末までに情報提供をすることについてである。これは、今言われた方針を提供するのか、それとも実施状況も含め、本年はこういった案件がこのように該当するという様な実施状況も含めて提供されるのか、どちらなのか。

資源エネルギー庁早田：

今回は方針について情報提供するということである。

深草：

前回は、「Except in limited circumstances」の部分から、1.5 度の整合性の解釈については、恐らく一度議論している。NGO 側としては、それぞれに独立しているのではなく、1.5 度との整合性を踏まえられた上でということが前提になっていると考えている。そこは改めて強調したい。方針の発表については、例えばインフラシステム戦略等に載せられることになるのか。

資源エネルギー庁・早田：

発表の仕方はまだ検討中であり、決まっていない。

深草：

承知した。後半の OECD について回答をお願いします。

MoF 山口：

OECD のアレンジメントに関する 3 月 31 日のリリースについて、質問を頂いている。その中の一点目で、アレンジメント改定交渉の透明性を高めるのかという質問であったと思う。こちらについては、基本的にリリースにあることのみだが、アレンジメントに規定されている事前通報やレビューの手続きについて評価することを想定している。ただ、今も申し上げたが、経済産業省がヘッドの輸出信用アレンジメントについて、現在、交渉過程であり、未合意の段階のため、パブリックステートメント以上の内容については申し上げられない。大変恐縮だが、未合意でどうなるか分からないということでは承頂きたい。アレンジメントの改訂について、日本政府の立場も基本的には同様である。交渉過程で、経済産業省を中心に参加国と様々な議論を行っていることもあり、日本の立場を含め、公表されたパブリックステートメントの内容以上のことについては、交渉の真っ只中のため、申し上げられない。申し訳ないがご理解頂きたい。

深草：

問 4、問 5 については、議論中のため、今は何も言えないということか。

MoF 山口：

そうである。その中で言えることは、例のステートメントに尽きるということを理解頂ければありがたい。よろしくお願い申し上げます。

深草：

議論はされていると思うが、その中で日本政府の立場について何か聞けることはないか。

MoF 山口：

それも含めて、今交渉中のため、その交渉の過程でどうなるかということもあり、申し訳ない。経済産業省とも協議したが、現時点では申し訳ないということに尽きる。

深草：

交渉はいつ頃まとまる予定なのか。

MoF 山口：

各国の立場もあり、いつ頃ということは見通せない状況である。各国とも、目標としてはなるべく早くという共通認識を持っている。時期についても、いつという約束はできない状況である。

深草：

非常に懸念している。例えば、Environmentally Sustainable Energy Production も、定義によっては非常に様々なものが入ってくると思う。これがプロダクションの方法を言っているのか、エネルギーソースのことを言っているのかも分からない。交渉の行方を注視したい。

クリーン水素とアンモニアについても、エネルギーセクターでの利用を含めるのか、例えば、フュータラ

イザーなど、既存の利用、科学分野での利用について言っているのかも気になっている。クリーンの定義については、今、経済産業省で水素戦略を策定中であるかと思うが、その中でもクリーンをいかに定義するかという点については、日本としては炭素強度で行うことを推進したいということも出て来ている。日本政府の立場を考えると、こうしたアレンジメントの交渉についてもそういったところが出てくるのではないかと懸念している。

つまり、前段で言ったように、いかに化石燃料への融資を少なくしていくかが重要であると考えている。今、日本政府が出している基準は、天然ガスに CCS を付けたものがおよそ 3.4 であり、うまくいけばという話になるであろう。そういった基準値を設けるといふより、なるべく、ガス・オイルについて制限し、石炭に関してはセクター業界が設けられ、支援そのものをなくしていくという運びになったかと思う。ガス・オイルについても同様の方向性を示して頂きたい。日本政府もそういった立場から交渉に臨んで頂きたいと思っている。もう少し情報公開をして頂ければ、我々も議論に対するインプットをもう少し建設的にできると考える。

NGO 議題 3 : アジアの公正かつ公平なエネルギー移行に向けた国際的な支援枠組み (JETP 及び ETM) と日本政府の方針について

遠藤 :

背景と質問については読み上げないが、簡単に背景を説明する。アジアのエネルギー移行における石炭火力発電所の早期廃止、脱炭素化支援に関する日本政府の方針については、これまで、前回の財務省・NGO 定期協議でも、それ以前の第 76 回でも議論を行ってきた。この間、日本政府に対しての声明や要請書は複数回に渡り市民社会からも提出している。

本日は、JETP と ETM について質問するが、特に我々が挙げているのは、一点目として、JETP や ETM で、石炭火力発電所でのバイオマス・アンモニア・水素の混焼、また、CCS・CCUS といった、誤った気候変動対策が支援対象となった場合、公正なエネルギーの移行という名の下で化石燃料利用の延命が図られることになることに対し、我々は強い懸念を持っている点である。

二点目は、JETP や ETM といった支援スキームの決定や実施、モニタリングの過程において、市民社会に対する透明性、情報の周知、参加機会、説明責任を十分に確保するようということを求めてきた。本日の質問も、この二点に関するものを挙げている。前回の定期協議以降、JETP、ETM について、いくつか具体的な動きがあった。インドネシアでは、JETP に係る共同声明が、昨年 11 月に公表されている。その後、本年 2 月、ジャカルタで事務局が設立された。8 月までに、JETP 投資計画が策定されることになった。

ベトナムは、昨年 12 月、JETP 設立に関する政治宣言が公表されている。宣言によれば、今月中に事務局が設立され、11 月までに資金動員計画が策定されることになっているが、事務局はまだ設立されていない。ETM については、昨年 11 月、インドネシアのチレボン石炭火力発電所 1 号機 (チレボン 1 号機)

が第 1 号案件になると発表された。こういった経緯があり、質問を 7 点挙げている。前半が、ベトナム、インドネシアに関するものであり、後半はインドネシアに関するものになっている。全て回答頂いてから、さらにレスポンスすることをお願い申し上げる。

MoF 倉澤 :

JETP という取組のなかで、インドネシアについては日米の財務省が共同リードを務めているが、ベトナムについては、日本は一参加メンバーとして、日本政府の中で外務省が参加している。その役割分担に基づき、頂いた質問に沿って回答させて頂く。一点目、ベトナムの JETP において、今後 3 年から 5 年で、ドナーグループの総計として、公的資金が少なくとも 77.5 億ドル、これによって動員される民間投資額がさらに少なくとも、77.5 億ドルの、計 155 億ドルの資金パッケージとなっている。その内訳は公表していない。これが一点目の回答である。

二点目は、NGO との協議についてである。ベトナムの JETP においては、イギリスと EU が共同リードを務め、事務局の設置運営に向けての取り組みや、JETP の資金動員計画の策定プロセスを含めリードしてきている。NGO を含めたステークホルダーとの協議についても、まずはイギリスや EU に相談する必要がある。詳細については、担当する外務省に聞いて頂きたいと考えている。

三点目も重要な点であり、ステークホルダーとの協議については、共同リード国を中心に相談する必要があると考えている。指摘の点は、ベトナムの JETP を担当する外務省に伝えることとする。

四点目は、冒頭、案内のあった、混焼や CCS、ガスなどの点についてである。JETP は化石燃料フリーの取り組みとして、混焼や CCS、CCUS、ガスについては、当初より支援の対象外として議論してきた。ネットゼロに向けては、各国異なる状況の下、多様な道筋が許容されるものであるが、こと JETP においては、インドネシア、ベトナムを含め、そのように化石燃料フリーの考え方の下、取り組んで来ている。

五点目の質問で、インドネシアにおける CSO との関係については、共同宣言にある通り、ステークホルダーと協議しながら行っていくことになっている。ドナー国や ADB がそれぞれ企画し、これまで数回、ラウンドテーブル形式で、インドネシアにおいて市民社会との意見交換を行っているという。協議の企画においては、なるべく幅広い意見を聞くという観点で、現地の事情に精通した者を通して企画されているということである。今後の開催予定については、現時点では計画を聞いていないが、開催されるとすればジャカルタなど、インドネシアにおいてラウンドテーブル形式となる可能性が高いのではないかと推測する。国際開発機関を通じた支援においても、石炭の早期退役、再生可能エネルギーの導入と並び、ジャストの要素が入ってくるため、脆弱層への支援が然るべく行われるものと理解している。

遠藤 :

質問の一点目、金額について公表されていないということだが、これはベトナムの JETP に関して日本政府がという部分ではなく、公的資金、あるいは民間資金の部分を含め、全体的に全部公表しないことになっているのか。

MoF 倉澤 :

ご理解の通りであり、現時点では日本に限らず、公的資金・民間資金の内訳は公表されていない。

遠藤 :

公表はしていないが、日本政府としてはこの程度は抛出するということが念頭にあるか。

MoF 倉澤 :

ご理解の通り、政治宣言の交渉過程において、日本も含め、各国からの金額が積み上げられたうえで、公表されている。

遠藤 :

二点目に関しても、インドネシアの JETP については日米が主導していることで、ベトナムはイギリス・EU ということ承知した。ステークホルダーとの協議についても、ぜひこのような具体的な情報公開を、早め早めにして頂きたいと思っている。また、日本政府からも働き掛けを行って頂きたい。

三点目の質問で挙げたように、ベトナムについて言うと、こういったステークホルダーとの協議が JETP の宣言の中で謳われてはいる。しかし、それが果たして可能な状況にあるのか、非常に疑問に思っている。これは我々だけではなく、世界中の市民社会がベトナムの状況について、特にこの 2 年ほど、複数の NGO の方が、それもずっと石炭火力からクリーンエネルギーへの移行という部分に尽力されてきた、そういった NGO の方々が相次いで投獄されている状況である。それ以外にも、環境に関して様々に訴えている、例えば SNS に投稿した市民やブロガーまでもが、監視の対象となり、投獄されている状況である。かなり人権状況が悪くなっていることが様々な所で指摘され、人権団体のレポートも出ている。

このことについて、政府として抛出額を積み上げているという話だったが、ディスバースに当たっては、ステークホルダーとの協議は必ず行われなくてはならないし、もし行われるとすれば、人権状況が改善され、基本的人権が確保され、NGO が活動できるスペースが確保される状況でなければ、安心して発言もできない。また、そこが担保されていない状況では、JETP は現実にならず、実現できないのではないかと思っている。

これに関しては、外務省に伝えて頂けるということだが、財務省においても何か取り組んで頂けることはないのか、いかがだろうか。

MoF 倉澤 :

我々は現地の状況をそれ程つぶさに知らないところがあるため、そのような情報を教えて頂けるだけで価値がある。ベトナムに関しては、外務省に伝え、問題意識を持ち対応を考えてもらおうと思う。インドネシアについては、我々が主体となり、考えていきたいと思っている。

遠藤：

インドネシアに移る前に、ベトナムについてお伝えしたい。ベトナムの人権状況はかなり悪くなっているが、これは決して遠くで起こっていることではなく、投獄されている方の中には財務省と直接話をしてきた方もいる。その方は、現地の石炭火力発電所の周辺で起きている粉じんの被害について、会合を持ち、直接話をしたこともある。その方は、発電所の周辺に降り積もっている真っ黒い粉じんをビニール袋に詰め、このようなものが降って来ていると、会議の場に持って来られた。JBIC が支援している発電所で起きている問題に、日本として何とかできないだろうか、と直接訴えられていた。そういった会合を持った方もあり、他にも JBIC 案件で異議申立があったが、そのときに住民の代理人となっていた団体の代表も投獄されている。我々、市民社会はもちろん知っている人たちだが、財務省とも全く関わりのない方々ではなく、直接訴え、現地の住民が困っていることを何とか改善したいという思いで、皆さん正義感から行動していた NGO の方々である。今、このような人たちが投獄されるような状況があることをお伝えする。

1 人はずっと無実を訴え、先月からは食事を 1 日 1 食に減らし、拘束されてから 2 年になる 6 月 24 日からはハンガーストライキをすると宣言されている。それは自分が解放されるまで、もしくは命が尽きるまででも、自分は無実なのでハンガーストライキをすると宣言しているのである。このような人たちを守れていない現状と、身の危険を顧みず、訴え、正義のためにしなければならぬと思って行動してくれた NGO の方々を、私たちは守れていない状況は非常に問題であると思う。もちろん、エネルギーをクリーンにしていくことは必要だが、どのような方法でも良いとは思わない。必ず、この状況が改善されるまでは JETP を進めないということが必要なのではないかと考える。財務省としても、そのように検討して頂きたい。質問 4 からは、ベトナムも少し関係するが、インドネシアのことになるので、オンラインの波多江さんから願います。

波多江：

インドネシアの件の前に、遠藤さんの話にあった、ベトナムの人権侵害については、我々は非常に懸念しており、また国際の市民社会からも非常に懸念の声が上がっている。インドネシアの市民社会の問題だと考えられているが、JETP においては日本政府も、市民社会の参加を確保することが非常に難しいということ念頭に持って対応して欲しい。はっきり言って、声を上げられない状況だと思って頂いて良いと思う。音声がとても聞き取りづらく、財務省の回答を 100 パーセント聞き取れなかったところがある。質問 4 について、当初から支援の対象外として議論してきた回答だったと思うが、対象外にしてきた理由については答えて頂けていない。何かあれば回答して頂きたい。

MoF 倉澤：

理由とは、Just Energy Transition Partnership ができた当初から、化石燃料フリーの取り組みとして実施してきた、そういったコンセプトの下で行ってきた。その中で、CCS、CCUS、ガスについては対象外としてきた。

波多江：

化石燃料の何のコンセプトと言われたのか。

MoF 倉澤 :

化石燃料を対象としないというコンセプトである。

波多江 :

それはやはりパリ協定の 1.5 度目標に整合しないという理由なのか。

MoF 倉澤 :

各国の様々な状況の下、パリ協定の目標に合致する多様な道筋があり得る。Just Energy Transition Partnership だけが、ネットゼロを達成する唯一の道ではなく、それなりに大きな規模の取り組みではあるが、これだけで 1.5 度の達成に足りるものではない。JETP においては、化石燃料は対象にしないということである。

波多江 :

回答頂き感謝申し上げます。納得いかないところがあり、腑に落ちないところもあるが、時間もないので 5 番目に移りたい。市民社会の意見交換を複数回、行われているという話だったが、我々が聞いている限りでは、開かれた協議が行われているという理解はない。市民社会との協議はクローズドで複数回行われているということなのか。招待者が決まっているなど、どのように行われているのか、教えて頂きたい。

MoF 倉澤 :

詳細は不明であるが、恐らく、主催者がなるべく多様な声を聞きたいということで、クローズドながら多様な者に声を掛けた上で開催されているのではないかと考える。完全にオープンに参加を呼び掛けているものではないと思う。

波多江 :

幅広く声を掛けているものではないということか。

MoF 倉澤 :

完全にオープンに参加を呼び掛けているものではないと理解している。

波多江 :

承知した。やはり幅広く市民社会の声を取り入れられるよう、声を掛けてほしい。8 月に、JETP の投資・政策計画が完成するまでに、3 カ月強ある。ぜひ日本政府からも主導している立場として、幅広い協議の場を、積極的に進めて頂きたいと思っている。なぜなら支援対象として JETP に混焼や CCUS、ガスが含まれないという話があった。もちろんこれが一つの大きな市民社会の懸念ではあった。しかしそれ以外にも、例えば JETP の中に記載のあるような、重要鉱物に係る製錬所を動かすための石炭やガス火力の自家発電所等があるかと思う。製錬所などで石炭、ガス火力といったものが使われると、それによってやはり二酸化炭素と温室効果ガスが発生するわけである。

例えば、JETP で、大統領令の 2022 年 112 号に従い、自家発電石炭火力発電所の開発を制限するといった文言も見られるが、実際にはこの大統領令 112 号では、アーティクル 3、パラ 4 などで、天然資源の付加価値増加をさせる産業や、雇用創出や経済成長をもたらすような国家戦略事業である限り、2050 年までの新規石炭火力の建設や稼働にスペースを与える、許容しているような状況がある。こうしたところも、インドネシアの市民社会からは懸念の声が上がっている。つまり JETP があっても、自家発電のような石炭・ガス火力発電所の開発は進むのではないかということである。

あるいは、地熱発電なども JETP の対象になると思うが、地熱発電は掘削により有毒ガスが発生し、周辺住民に悪影響が及ぶ問題がある。最近でも、スマトラ島ではこの有毒ガスで死亡事故が起きている。地熱発電に対しても、市民社会からの懸念の声はある。また、地熱発電は往々にして、自然保護区で行われるということにも、難色を示す環境団体がある。こうした幅広い声を拾う必要があると思っている。

もう一つは、もちろん原発もしかりである。また財務省 NGO 定期協議では、2000 年代から大型ダムを扱っている。住友商事が北カリマンタンで中国企業と計画に参画を表明している 9000 メガワットの大型水力がある。こちらを、ジャワ島のタンジュン・ジャティ B 石炭火力の既存のものと、スワップさせるといった新聞記事が出ていることもある。ただし、大型水力は、河川生態系や、そこに暮らしている先住民の文化・生活・非自発的住民移転といった、非常に大きな問題をはらんでいるため、こうしたものが JETP に含まれるのではないかという市民社会の声もあり、我々も注視している。

こうして、様々な懸念がある中、8 月までに投資・政策計画が策定されるに当たり、こういった声をどのようにして反映し、JETP の計画の全体像をつくっていくかが非常に重要だと思う。今のクローズドの協議だけでなく、もっと開かれた話し合いを持って頂く方向を、ぜひ進めて頂ければと思う。意見としてだが、以上である。

MoF 倉澤：

意見は承った。感謝申し上げる。

MoF 執行：

6 番の ETM に関する質問にお答えする。まず透明性の件であるが、チレボン 1 号機への ETM の適用については、11 月に進めることを合意されて以降、今まさに議論されている段階である。情報の透明性や説明責任の観点から、本案件に関する情報は、ADB のポリシーに沿って適切に今後提供されていくものと考えている。

また、先日波多江さんからもお話を伺ったが、こうした場で実際に現地の状況を聞けることは、我々にとっても大変重要なインプットであると考えている。透明性の懸念については、昨年波多江さんから伺ったことを踏まえ、ADB 側にも伝達しているところである。今後も、NGO の皆さんとのこうした交流の機会を踏まえ、必要な意見を伝達していきたいと考えている。

7 番に移るが、ETM で混焼を支援対象に含めるかどうかについては、現時点で引き続き検討中であり、いまだ結論は出ていない。一方で、支援が認められる場合にも、国際的に認知されている認証システム下のものに限られるといった形で、極めて限定的な条件下に限られるものと思う。ETM の目的が化石燃料からクリーンエネルギーへの移行を加速させることであるため、基本的には ETM での積極的な混焼の推進は難しいのではないかと考えている。

波多江：

時間が押しているため、手短かに伺う。6 番目の市民社会の参加というところである。2 月に ADB の監査チームがチレボンの現地を訪問する予定と伺った。その際、チレボン 1 号機の事業に 2007 年から反対されている住民とコンタクトを図らず、協議もないと聞いている。既存事業について、今、監査を行っている一つの目的は、既存の事業の影響を特定するところがある。この方法で、どのようにして既存の影響を特定するのだろうかと考えている。こうしたことを踏まえ、まだ監査が続いていると思うが、しっかりと住民がインプットできるような、そしてタイミングを得た情報公開をして頂きたい。また何かあれば回答頂きたい。

最後の七点目について、執行さんから今、回答があったように、ETM で積極的な混焼の推進は難しいのではないかということだった。少し途切れていたもので間違っていたら訂正して頂きたい。ETM もやはり気候危機対策や脱炭素化のためのシステムである。JETP と趣旨は同じだと理解している。また、同じような国際的取り決めの中では、ETM で混焼を行い、JETP では混焼を行わないということは、国際的な取り組みの中でも一貫性が取れず、ダブルスタンダードではないかと思う。日本政府としても、明確な立場で、こういった Just Energy Transition には混焼などは含まれないということを明確に示し、積極的なリーダーシップを取って頂きたいと思っている。

MoF 執行：

2 月の ADB の監査について情報を頂き感謝する。今回、詳しい情報を聞けたことは大変有用であった。指摘の点は踏まえ検討して参りたい。引き続き何かあれば情報を頂けると有難い。

木口：

司会の立場で申し訳ないが、ベトナムに関しては本当に懸念しており、先ほど遠藤が言った通り、皆さんに会ったことが数年後に、もし懲罰的にベトナム政府から彼らに行えたことであったとすれば、非常に責任が重いと感している。皆さんを信頼してこの会合を持っているので、この件については、ぜひ引き続き関心を持って頂ければと思う。外務省の具体的な担当部署を伺ってもよろしいか。

MoF 倉澤：

気候変動課である。

木口：

承知した。時間が押したところにまた加えてしまい申し訳ない。次の議題に移らせて頂く。

NGO 議題 4：豪バロッサガス田開発事業における連邦裁判決を受けた JBIC の対応について

田辺：

前回に裁判の件は紹介した通りであるが、その後、判決が出て、先住民族の合意プロセス等が違法であるという判決が確定したと理解している。これを受け、1月に財務省と JBIC 宛てに質問書を出したが、3か月以上たっても返事が得られていないため、その理由を伺いたい。また、ガイドラインの中では法令順守が求められており、要件が満たされない場合、期限前償還や貸付の実行停止措置を行うことが求められていると理解している。本件、法令違反が確定した段階で、ガイドラインではこのような措置を取ることが必要ではないかと考えている。その点について伺いたい。さらに、再発防止等で何か考えていることがあれば伺いたいということで、6点の質問を挙げている。

MoF 坂本：

一点目の質問にお答えする。前回の NGO 協議会以来、バロッサ案件の検討は継続的に行って来た。JBIC においては、現地弁護士の知見を求めることもしていた。財務省においては、3月上旬に JBIC から JBIC の回答を受け取り、検討を進めてきた。その後、本案件に関する質問を含む国会の審理に向けた準備があり、またバロッサ案件に限らず、NGO の皆さまから指摘頂いている他の案件も踏まえ、より良い回答を模索してきた。NGO 協議会が近づいたタイミングでは、対面で話ができる機会があるので、その中で我々及び JBIC から回答することにした。次の質問 2 以降は、まず JBIC から、続けて財務省からお答えしたい。

JBIC 宮崎：

裁判の結果について、現段階で法令違反の状態ではないかという指摘をいただいたが、本事業の事業者は、必要な現地当局の承認を得ながら、きちんと事業を遂行していたが、訴訟が提起されたことから、現地当局の承認決定プロセスが改めて精査され、2022年12月2日の判決をもって、当初付与されていた現地当局による承認の一部が無効になったという事実関係であると理解している。また事業者は、現地当局による当初の承認に基づき実施していたこの開発事業を12月2日の判決以前から自主的に停止しており、それ以降、現在に至るまで、開発事業の停止を継続している。そのような状況を踏まえ、私どもとしては、本事業は法令違反の状態になっていないと認識している。

現在、現地当局は、審査基準に関するガイドラインの策定を行っており、事業者はそのガイドライン策定を待っている状況である。事業者からは、先住民との追加のコンサルテーションを始めていること、また、当然であるが、現地当局の承認がないまま開発事業を再開する意思はないと聞いている。私どもとしては、借入人を通じ、今後の事業者、現地当局の対応を適時にモニタリングし、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに規定する通り、「借入人は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること」また、「借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手

国政府の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること」に向け、適切な配慮が行われるよう、事業者に働き掛けていくということである。

MoF 坂本：

裁判を経て、現在は現地当局の認可がない状態と理解している。しかし、掘削工事は停止しており、今後も認可がない状態で工事を強行することはあり得ないと聞いている。現段階で工事を強行すれば法令違反となると思うが、工事は止めているため、法令違反はないと理解している。

JBIC 宮崎：

三点目にいただいた、私どもの環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインでの解釈という部分に関して、私どもとしては、2022年12月2日の判決をもって、「本ガイドラインに基づき当行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合」および「借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが出融資等の実施後に明らかになった場合」のいずれにも該当していないと考えている。先ほど、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインの一部を抜粋して説明したが、本事業の事業者は、必要な現地当局の承認を得た上で事業を遂行していたものの、現地当局の承認決定プロセスが改めて精査され、2022年12月2日の判決をもって、当初付与されていた現地当局の承認の一部が無効になったと認識している。事業者は、当初現地当局から取得した当該承認を踏まえて私どもに情報提供を行っていたことから、その時点で正しい情報が提供されていなかったとは考えていない。従って、今回の判決を受けた事業者および現地当局の対応について、私どもは適宜モニタリングしていきたいと考えている。

MoF 坂本：

一点目の、「借入人やプロジェクト実施主体者が本ガイドラインに基づき当行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合」について、JBICからは、現時点では先般の判決を踏まえた先住民との協議は継続中であり、環境許認可の再取得も未了であるが、今後、先住民との協議を経て、環境許認可を再取得する可能性、つまりガイドライン上の要求事項を満たす形で事業を再開できる可能性は残っていると聞いている。この意味で、非該当とするJBICの整理はあり得るものと考えている。

二点目の、「環境レビューに際して、借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが出融資等の実施後に明らかになった場合」についてであるが、JBICからは、環境レビューにおいて、事業者からJBICに対し、してもいない先住民との協議をしたとか、環境許認可が取得できていないのに取得したとか、そのような事実と反する報告があったものではないと聞いている。そして、繰り返しになるが、現在は、先住民との協議が行われており、いわば環境社会配慮確認をやり直している段階、つまり、環境に望ましくない影響の発生を避ける形で事業を再開できる可能性が残っていると聞いている。この意味で、現時点では、指摘のガイドラインの場面には該当しないというJBICの整理はあり得るものと考えている。

JBIC 宮崎：

続いて、四点目は、先ほど説明した環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインを踏まえ、「貸付等の実行を停止し、または借入人に期限前償還を求める」必要があるかどうかとの質問である。また、仮に借入人から貸付実行要請があった場合、JBIC は違反状態が解消するまで貸付実行を行わないのかという質問である。これも、先ほどの環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインの解釈も含めて説明している通りである。我々としてはいずれにも該当しないと考えており、貸付実行を含む今後の対応については、まさに今回、2022 年 12 月 2 日の判決を受けた事業者および現地当局の対応ならびに融資契約等の内容を踏まえ、適切に実施して参りたいと考えている。

MoF 坂本 :

現時点では指摘の場面には該当しないと考えているが、今後、JBIC がガイドラインに則り、環境社会配慮確認の観点から適切に対応することを期待している。

JBIC 宮崎 :

続いて五点目は、私どもが貸付実行停止等の対応を取らない場合、法令違反の状況にも関わらず、借入人が JBIC からの融資を受けたり、借入人が誤った情報を提供したにも関わらず、JBIC からの融資を受けることを容認することになり、モラルハザードを引き起こすことになるのではないかという指摘である。今回の判決に関する私どもの見解と今後の対応方針については、先ほど申し上げた通りである。いずれにしても、私どもが本プロジェクトの事業者を含む借入人のモラルハザードを容認することなく、今後とも適切に対応していきたいと考えている。

MoF 坂本 :

JBIC からは、モラルハザードは容認しないという姿勢を聞いている。仮に JBIC が本件で指摘された対応を取らなかった場合であっても、それはモラルハザードが発生しない根拠を伴った判断であると理解している。

JBIC 宮崎 :

最後に、六点目の再発防止策について、どのような対策を検討しているのかということと、NGO、専門家等の第三者を含めた助言委員会を設置することについての見解である。まず第三者の意見の収集と反映について、私どものホームページに「環境社会配慮問い合わせ」フォームを設け、ステークホルダーを含む第三者からの情報提供、問い合わせを受け体制を整備している。その他、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに規定する通り、「第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、当行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」となっている。今後、こうした枠組みを活用する中では、本プロジェクトで発生したように、現地当局の承認を得ながら事業を遂行していたとしても当該承認が無効となる場合もあることも念頭に置き、今まで以上に第三者の意見にも耳を傾けることで、適切な環境社会配慮確認の実施に努めて参りたいと考えている。また、助言委員会という名前ではないが、私どもは異議申立手続きを設けており、その審査役には、独立性・中立性・専門性を備えた者が選任されることになっている。こちら、環境社会配慮確認を推進する重要な仕組みのため、改めて紹介させて頂

く。

MoF 坂本 :

JBIC には、まずは既存の仕組みを活用し、第三者からの指摘に虚心坦懐に耳を傾け、適切に業務に反映することを期待している。

田辺 :

二点質問したい。一点目は、着工は既に始まっていると理解しているが、現場に工作物等が残っている状態なのかどうか。いわゆる既存不適格というか、何か工作物が残っているのであれば、それは違法状態ではないかと考えるが、いかがか。

二点目は、正しい情報が借入人から提供されたかどうかということについては、当局が正しいと思った情報が提供されただけであり、実際に正しかったかどうかということは、その後裁判で先住民族、NGO、私どもも含めて言っていたことが正しいとされた。JBIC に提供された情報は正しくなかったと解釈できると思う。この点について、正しい情報が提供されたと解釈している理由が分からなかった。その点をもう一度伺いたい。

JBIC 宮崎 :

一点目については、現在、掘削作業のために既に据え置いていた機器などは残した状態になっている。現状、この機器等の撤去に関して、私どもが知り得る限り、いずれのステークホルダーからも要請を受けていない。スポンサー側としても、撤去の予定はないと聞いている。

二点目については、私どもは、事業者から、当初より現地法令上必要となる手続きをもって、現地当局から承認を得た上で、私どもに情報提供を行っていたと理解している。これが、私どもの環境レビューの時点で正しい情報が提供されなかったことには該当しないと考えている。

田辺 :

二点目はよく分からなかった。1 点目は、工作物が既にあるのであれば、それをさらに進めるかどうかということは、今提示していると。ただ、工作物があるならば、それは違法な工作物である。それは JBIC の融資のプロジェクトにおいて違法工作物があるということにならないか。

JBIC 宮崎 :

違法かどうかという点については、私どももスポンサー側の弁護士からは、現在裁判中であること、また環境許認可の再承認を行っており、こちらが完了するまでの間、掘削工事を停止する限りにおいては、この事業自体が法令違反の状況にはないという見解を聴取している。従って、この事業の掘削作業のための機器は、現在、使わずに置いてある状態であるが、これ自体が法令違反になっているとは理解していない。

田辺：

解釈に開きがあるということは承知している。その解釈を置いておいたとしても、今回の最大の教訓は、融資決定前の段階で既に先住民族、NGO から、この先住民族の合意プロセスが適切ではないということが JBIC に既に伝えられている中、JBIC は現地当局の判断を過剰に信用していたことだと思っている。先ほど紹介されたように、融資決定前に実質的に異議申立ができる状態ではないと理解している。その点は異議申立手続きがあるため、そういったものは回避できるということには説得力がないと思う。その点はいかがか。

JBIC 宮崎：

現地当局の判断を過剰に信じていたという指摘だと理解。繰り返しになってしまうが、私どもは事業を実施していくことにおいて、融資決定前には環境レビューを環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインで行うことになっている。私どもとしては、事業者が現地法令上必要な手続きをしっかりと取り、現地当局から承認を得ているという上で、提供された情報を受け、環境レビューと融資決定を行っている。私どもとしては、その情報自体を過剰に信頼したということではなく、必要な手続きを取り、当局から承認を得ているものと理解した上でレビューを行っている。これは、「過剰」ということにはならないのではないかと認識している。

もう一点、異議申立手続きを紹介したが、これも先ほど触れた点だが、現地当局の承認を得ながら事業を遂行したとしても当該承認が無効となる場合もあることも念頭に置き、これまで以上にしっかりと第三者の意見に耳を傾け、適切な環境社会配慮確認を行いたいと思っている。

田辺：

私からは以上である。引き続き個別等で議論できれば幸いである。

NGO 議題 5：国際協力銀行（JBIC）支援案件チレボン石炭火力発電事業・拡張計画（2号機）：贈賄事件に係る公的機関としての JBIC による対応及び説明責任について

波多江：

JBIC チレボンの贈収賄について、公的機関としての JBIC の責任について議題を挙げる。こちらは JBIC が 2017 年に融資を決めたものだが、2019 年の時点で既に贈収賄事件についての指摘がなされており、財務省の定期協議会でも 2019 年に議論した。その後、当局の調査が非常に遅れていたが、コロナも明け、本年の 3 月 14 日に、元チレボン県知事が起訴されている。起訴の内容は、マネーロンダリングと収賄、全体で 642 億ルピアという多額の不正資金に関わるものだが、その一部がこのチレボン石炭火力発電事業の 2 号機に関わる収賄ケースとして、70 億 2000 万ルピアの収賄があったということで起訴されている。議題提案のときには 6 回と書いてあるが、現時点で、これまでに 8 回公判が行われている。今、レバラン休暇が終わったところで、来週 5 月 3 日に 9 回目の公判が開かれると理解している。起訴状の内容を、こちらの議題に書いている。このような不正な取引があったことを受け、JBIC としてどのような対応をなされているかを伺いたい。

特に、一点目は、やはり収賄の事件で、元チレボンの県知事が起訴されたことは、大変憂慮すべき事態であると考えている。公的資金が供与されている以上、日本政府のレピュテーションも関わってくると思う。JBIC は、今の時点では、2号機事業に対しての貸付実行を直ちに停止すべきだと思うが、この点についてどのように状態を捉えているかを伺いたい。また、この収賄事件について、徹底的に事実関係の調査を行っていると思うが、その調査結果、JBICの今後の対応、これは貸付実行停止も含め市民への公的機関としての説明責任を果たす必要があると考えている。この点、財務省の見解を伺いたい。

二点目は、調査の内容、方法と、いつまでに完了させるのかという期間を伺いたい。三点目は、もちろんJBICの対応についてはJBIC自身が発表している贈賄防止への取り組みや、OECDの贈賄勧告を踏まえての対応となるかと思うが、OECDの勧告なども踏まえ、貸し出し停止、あるいは、今、工事が約99パーセント終了していると思うが、未実行の残高があるのではないかと思うので、こちらの取り消し、あるいは貸し付けた分の期限前弁済を含む措置を取るべきであると考えている。財務省の見解を伺えれば幸いである。

MoF 坂本 :

質問の一点目と三点目について回答する。JBICが融資業務を進めるに当たっては、「公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告」の精神、JBICの「贈賄防止への取り組み」の精神を踏まえるとともに、JBICの「環境社会配慮確認のためのガイドライン」に沿うことが重要であり、JBICがこれらに沿って適切に対応するよう、監督省庁として注視して参りたいと考えている。

指摘の贈収賄の疑いですが、JBICからは、現在、現地裁判所にて審理中であり、JBICにおいては、裁判関係の情報収集をしつつ、事業関係者への聴取を含めた事実関係の調査を行っていると聞いている。裁判関係の情報収集のうち起訴内容の確認について、弁護士が起訴内容の正確な把握に向けた手段を検討していると聞いている。調査結果や今後の対応方針の公表については、JBICからは、調査等が進んだ時々の状況、契約上負っている守秘義務等を踏まえ、適切に検討すると聞いている。財務省としては、JBICが可能な範囲で、このNGO協議会などの場で真摯に説明することを期待している。

二点目の質問の前半について、引き続き財務省からお答えする。JBICからは、先ほど申し上げた通り、起訴内容の確認を進めていると聞いている。裁判の進捗、予定の把握も、弁護士を活用して行っているとのことである。その他、JBICにおいて可能な調査方法を模索・実施するものと思うが、一般論として、捜査機関が被告人ではない第三者に情報提供するか、外国裁判所の審理への干渉にならないか、被告人の権利を侵害しないか、証拠隠滅を疑われないかなど、様々な懸念・制約があることは踏まえる必要があると考えている。二点目の質問後半についてはJBICから回答する。

JBIC 長澤 :

元県知事の起訴後は、起訴内容の正確な把握に向けて、事業会社へのヒアリングに加え、弁護士を通じて公判の進捗状況の確認を行っているところである。裁判の成り行き、終了を含め、これらの調査・確認が

いつまでに完了するかは一概に申し上げられないが、JBIC としては引き続き事実関係の調査を継続し、裁判を注視していく。

波多江：

適切な対応を取っていくというところは何度も伺っているが、現在の貸付実行の状況についてはどうなのか。仮に今の時点で貸付の要請が来た場合の対応はどのようになるのか。

JBIC 長澤：

これは借入人との融資契約の内容に関わるものであり、顧客の機密情報に当たるものである。公に公開できる内容ではないため、回答は差し控える。

波多江：

商業上の秘密になるかとは思いますが、やはり 1 番の質問でも強調した通り、JBIC は公的資金を扱っている機関である。こうした重大な贈賄、不正な取引が関わっていることが、大変疑われる状況であると思う。JBIC の贈賄防止への取り組みの中に書かれている、贈賄の疑いがあると判断される場合に当てはまると考える。この状況の中で貸付をしたとすれば、市民にとっても非常に重大であり、JBIC に対して批判の声が上がるかと思う。厳格なデューデリジェンスをしているところはあるかと思うが、この厳格なデューデリジェンスに加え、情報公開、市民への説明責任というところも、もう少し踏まえて頂きたいが、いかがか。

JBIC 長澤：

まず、事実関係の確認については継続し、かつ、裁判の動向も注視し、確認された事実関係に応じて、当然 OECD 勧告、JBIC の贈賄防止への取り組みを踏まえ、融資契約に基づいて適切に対応していく。申し上げた通り、当然、どのような対応を取るかについては、事実関係に応じてのことであり、その内容も、融資契約を踏まえて判断することになる。融資契約の内容については、先ほど申し上げた通り、機密事項に該当するものとして、詳細な内容についてどのような対応を取り得るのか、現時点では回答を差し控えたい。

波多江：

つまり、JBIC が公表されている贈賄防止への取り組みについては、繰り返しになるが、贈賄の疑いがあると判断される場合には何をやる、あるいは、贈賄という有罪判決が出た場合には、貸し出し停止、期限前弁済を行うといった部分については、今後も全く説明することはないということか。

JBIC 長澤：

これは事実関係の状況に応じ、適切にその時に判断していくということである。

波多江：

これは財務省にも聞きたい。この案件だけではなく、2019 年にここの定期協議会で議論したときには、

タイの化石燃料火力でも、チレボンの建設請負事業者にも入っている、今は名前が変わっているが、当時の三菱パワーが贈賄事件に絡み、JBICの融資で行っていたことがある。こうした贈賄の不正があった事件について、公的資金がどのように取り扱われているかということは、やはり市民に説明する責任があるのではないか。いかがか。

MoF 坂本 :

まず、今後の対応については、JBICが判断することではあるが、協議の前提としてOECD勧告の内容について付言すると、OECD勧告では、有罪判決が確定した時点での適切な措置の一例として融資実行の停止や期限前償還請求が推奨されているが、起訴時点での推奨はされていない。また、必ずしも即座に融資実行の停止や期限前償還請求をすることだけが求められているものではない。JBICからは、OECD勧告の精神を踏まえ、期限前償還請求の可能性も排除せずに検討していくと聞いており、財務省としてもそのように期待しているが、議論の前提として、OECD勧告の推奨の内容は踏まえる必要があると考えたため、説明させて頂いた。

また、指摘の中に、こうなればこのように対応するといった、事前に対応の方針を公表できないのかということがあったが、先ほど申し上げた通り、必ずしも即座に融資実行の停止・期限前償還請求をすることだけが求められているわけではないという中で、実際に判明した事実、実際に確認された事実を総合考慮し、JBICにおいて判断していくのではないかと考えている。その場合、全ての可能性を先にシミュレーションとして示せるかということは、今後も協議は続くと思うが、可能な限り、JBICから説明していくことになろうかと思う。

波多江 :

今、事実確認を行っているということで、JBICに伺ったほうが良いかと思うが、弁護士を介して事実関係と公判の進捗状況を確認しているということである。起訴状などはきちんと入手されているか。

JBIC 長澤 :

今は、弁護士を通じて起訴内容の正確な把握に努めているところである。弁護士は、裁判所のウェブサイトを確認している。また、可能な限り公判の傍聴も行い、それらの内容についても逐次報告を受けている状況である。

波多江 :

ウェブサイトという話だが、起訴状自体は入手していないということか。

JBIC 長澤 :

起訴内容については確認中であり、入手している情報の真正性、信ぴょう性の確認を行っているところである。

波多江 :

3月14日の起訴状を入手しているかどうかを伺っている。こちらは入手されているのか。汚職撲滅委員会が出している起訴状である。

JBIC 長澤 :

それらについては、入手しておらず、確認できていない。

波多江 :

公判を傍聴しているということだったが、今膨大な証人の公判が続いている。巨額のマネーロンダリングのため、恐らく総勢200人以上の証人が出ると聞いている。この石炭火力に関して、まだ公判の議論・審議があったとは聞いていない。我々が今回挙げた議題の中で、起訴状の内容を何点か出している。その中の一番上の二つについては、例えばJBICが貸付契約を結んでいる直接の相手である、CEPRのCEOであるトップや、他の上級幹部が、この収賄の発端になったであろうといった内容が書かれている。つまり元県知事と公邸で会い、そこで許認可の取得を迅速化し、デモンストレーションと書いてあったが、抗議活動に対応するための被告の協力を求めると。手渡しだったかと思われるが、10億ルピアが渡されているといった内容である。また、同じ年に、現代建設幹部が元県知事に銀行口座を通じて70億ルピアほどを、他の人を介して振り込んだわけである。こういった現代建設の人たちと県知事を引き合わせたのが、どうもCEPRの人たちであるということまで、起訴状には書いてある。この辺りの事実関係は、まだ把握されていなかったということか。

JBIC 長澤 :

これは、事業会社へのヒアリング調査も継続している状況である。調査を継続している最中のため、詳細は差し控える。

波多江 :

つまり、事業関係者のヒアリングというか、調査も、1回で終わりではなく、断続的に行われているということか。

JBIC 長澤 :

そのとおりである。

波多江 :

了解した。もちろん事業関係者のヒアリングは、CEPR・現代建設も含めているか。

JBIC 長澤 :

誰にヒアリングしているかという詳細については、回答は差し控えるが、諸々の関係者に対して調査を継続している。

波多江 :

もちろんそれは必要なことだと思うが、先ほどのバロツサの話ではないが、事業者を過剰に信用し、正しい情報が出てくるかどうかといった点も、私たちはやはり念頭に置き、事業者へのヒアリングはして頂きたい。だからこそ、起訴状や第三者の意見をしっかりと踏まえた JBIC の対応が求められると思っている。その対応が適切なかどうか、私たちは情報開示がないと判断できず、情報提供もできない。JBIC は現在どのような対応を取っているのか。商業上の秘密があると言われるが、情報開示がなければ私たちも情報提供ができない。財務省からも可能な限りといった答えがあったが、最大限、どのような対応をしているのか、JBIC の持っている情報を開示してもらいたいと思っている。いかがだろうか。

JBIC 宮崎 :

私どもも、このような場で意見を頂けるのは非常に貴重な機会と考えている。またこのような意見を踏まえ、私どもの場合、様々な契約上の守秘義務を負っているが、守秘義務の範囲内で、できることはやっていきたいと考えている。今後ともよろしく願いたい。

波多江 :

繰り返しになり申し訳ないが、CEPR という JBIC の直接の融資契約者が関わっているということが起訴状に書いてある。贈収賄のきっかけになるといった形で書かれているわけである。こういった事実を踏まえ、慎重に対応して頂きたい。もう一点は、弁護士が公判を傍聴されているということで、今回はしっかりと情報を把握していると思う。事例を挙げると、2017 年 4 月 18 日、JBIC がこのチレボン 2 号機の貸付契約を締結した際、その翌日に環境許認可に係る地裁判決が出て住民が勝訴したことがある。判決の前の国会答弁で、貸付契約をする前に当時の JBIC の近藤総裁は、裁判は注視していると言われた。結局、裁判の判決日は待たず、貸付契約をされた。その時、判決日は知らなかったと JBIC は言われたが、裁判を注視しながら判決日が分からないということはあり得ないと思う。今回も収賄の判決日は、事前にきちんと分かるものなので、しっかりと真摯に注視して頂きたい。また、少なくとも判決日まで、貸付事項はすべきではないと考える。いかがだろうか。

JBIC 長澤 :

裁判の動向については、先ほど申し上げた通り、弁護士にて公判の傍聴を行っている。指摘の通り、次回公判が 5 月 3 日に予定されていることも承知している。今後の公判日程も逐次把握し、裁判の結果についても、事前にタイミングを把握していきたいと考えている。

波多江 :

ぜひ、しっかりと見て頂きたい。また、起訴状も入手できるものと思う。ぜひ入手し、精査して頂きたい。また、私たちとも意見交換を行って頂きたい。私からは以上である。

MoF 大江 :

皆さまには、本日も活発な議論・質問を頂き感謝申し上げます。私ごとで恐縮だが、2 週間前にワシントン D.C. のある会合に出席した。その前はずっとこの JBIC 法やウクライナ支援の法律の対応に追われていた。そして、来週から ADB 総会で韓国に行く。5 月は、G7 新潟で財務大臣会合。そして EBRD 総会が

サマルカンドで開催される。並行して広島サミットがあり、5月下旬にはシャルム・エル・シェイクでアフリカ開発銀行の総会と、率直に申し上げて、会議ばかりしていると段々周りが見えなくなることは正直ある。こういった機会に、現場で何が起きているかといった話を聞かせて頂けることは、本当に有り難い機会だと、本日も改めて思った。その点はまず感謝申し上げたい。

本日の議題の中で、やはり気候変動のための様々な区分、JETP、ETM、エルマウの宣言との関係、あるいはJBICの個別案件を巡る話もあった。気候変動の点で言うと、当然、パリ協定に基づく国際的な目標に向かって、日本も国際社会の一員として向かっていかなければならないのは当然である。一方で、開発課題、貧困削減、世界にはまだまだエネルギーに十分アクセスができないという人たちが暮らしている中、そのような人たちがより良い生活をするため、どのような支援ができるか。まさにその中のバランスをどう考えるかということが、日々我々も悩みながら仕事をしている。その中で、我々はいつも現実的な移行といった言い方を国際的な会議の場でもよく申し上げている。日本としてはこれからもそのような主張をしていくと考えている。

JETPとETMの混焼について、認める・認めない、ダブルスタンダードではないかという意見があった。それぞれのイニシアチブにそれぞれの目的があるということで、必ずしもそこは、全てのイニシアチブが同じでなければならないとは考えていない。ただ、全体として、排出量削減という大きな目標に向け、かつどのようにしてエネルギーのアクセスを確保するかといったバランスの中で、それぞれのイニシアチブで考えていくべきことではないかと考えている。

最後に、本日、遠藤さんからベトナムの件を伺い、私も大変深刻な状況があることを認識した。もちろん、具体的な事実関係、どういった経緯で投獄に至ったのか、日本が支援に関わっている案件とどのような関わりがあるのか、あるいはベトナムのJETPとどのような関わりがあるのかといった部分について、事実関係は私どもにとって、この場では正確には理解できていない。言うまでもなく、表現の自由、言論の自由については、日本はそういったものを大事な価値観と考えている国である。本日、この場限りで終わりにするのではなく、こちらから質問するかもしれないし、何かあれば情報をお寄せ頂ければ、こちらでもできる対応はしていきたいと考えている。先ほど、担当からあった通り、ベトナムJETPは外務省が担当している。また、共同リードを務めているのは、イギリスとEUである。しかし、これも言うまでもなく、イギリス、EUとも、共通の価値観、すなわち民主主義、基本的人権を大事にしている国、あるいは地域である。本日教えていただいた状況について、事実関係も踏まえて、我々も外務省を通じてとなるかもしれないが、しっかりと受け止め、対応していきたいと申し上げたい。私からは以上である。感謝申し上げます。